

# 岐阜県公報

第千八百八十七号  
平成十九年十月十二日

(金曜日)

## 目次

### 規則

岐阜県衛生試験等手数料の細目を定める規則の一部を改正する規則

(健康福祉政策課) 七一九<sup>ハ</sup>

### 告示

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し

(税務課) 七一九

救急医療施設の委嘱

(医療整備課) 七二〇

第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更

(水産課) 七二〇

保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知

(治山課) 七二〇

土地収用法に基づく事業の認定

(用地課) 七二二

道路の区域変更

(道路維持課) 七二二

道路の供用開始

(同) 七二三

### 公示

落札者等に関する公示

(総務事務センター) 七二四

特定非営利活動法人の設立認証申請

(環境生活政策課) 七二五

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(商業流通課) 七二五

県営土地改良事業の変更計画の決定

(農地計画課) 七二六

土地改良事業計画の変更同意

(同) 七二六

土地改良事業の工事の完了

(同) 七二六

林業用種苗生産事業者講習会の実施

(林政課) 七二六

公共測量の終了

(用地課) 七二七

## 規則

岐阜県衛生試験等手数料の細目を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十月十二日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第八十六号

岐阜県衛生試験等手数料の細目を定める規則の一部を改正する規則

岐阜県衛生試験等手数料の細目を定める規則(平成十二年岐阜県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表六の項第一号水中「第十四条第二項」を「第十八条第二項」に改める。

附則

この規則は、平成十九年十月二十日から施行する。

## 告示

岐阜県告示第五百七十九号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百条の六の四第三項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので告示する。

平成十九年十月十二日

岐阜県知事 古田 肇

名称	代表者氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
有限会社水野商店	水野恵央	岐阜市河渡一五四六番地の	平成一九・八・三一

岐阜県告示第五百八十号

次の医療機関を救急医療施設として平成十九年九月一日委嘱したので、救急医療施設取扱要綱（昭和五十年岐阜県告示第七百六十七号）第四の規定により告示する。

平成十九年十月十二日

岐阜県知事 古田 肇

医療機関名 馬 淵 病院 大垣市美和町一八三二番地 平成二一・八・三一

岐阜県告示第五百八十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更を認可したので、同条第七項の規定により告示する。

平成十九年十月十二日

岐阜県知事 古田 肇

漁業権者の名称及び住所	漁業権の免許番号	変更の内容	遊漁規則施行の日
揖斐川久瀬漁業協同組合 揖斐郡揖斐八川町東津波三〇七番地	内共第九号	特定釣漁場の新設	平成二一・一・三〇
区域	魚種	期間	料金
日坂川の支流の月谷の川口	あまこ	三月一日から九月三十日まで	一人五〇〇円 二時間まで
橋より上流五〇メートル	すじま	三月一日から十月	

までの区域	あまこ	三月一日から九月三十日まで	ラークログ三、〇〇〇円
貝月谷の支流（名称不詳）の揖斐川町日坂一五〇一の間に設置された樋門から上流三〇メートルまでの区間	すじま	三月一日から十月	ラークログ二、〇〇〇円

岐阜県告示第五百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年十月十二日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
多治見市大藪町字大山一九七七の一
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字大山一九七七の一（次の図に示す部分に限る。）
    - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び多治見市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百八十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年十月十二日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
 関市洞戸高賀字宮下二二一九の一
  - 二 保安林として指定された目的  
 水源のかん養
  - 三 変更後の指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - 1 主伐は、択伐による。
      - 2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百八十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年十月十二日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
 土岐市鶴里町柿野字富士平三三四五の五八
  - 二 保安林として指定された目的  
 土砂の流出の防備
  - 三 変更後の指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - 1 主伐は、択伐による。
      - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び土岐市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百八十五号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)以下「法」という。(第二十條の規定により事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十九年十月十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 起業者の名称

岐阜市

二 事業の種類

岐阜市南塚会館駐車場保全事業（以下「本件事業」という。）

三 起業地

1 収用の部分

岐阜県岐阜市柳津町南塚四丁目地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

本件事業は、法第三十二条第二号に該当するため、法第二十条第一号に規定する要件を充足するものと判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である岐阜市は、既に財源措置を講じており、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有していることから、法第二十条第二号に規定する要件を充足するものと判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

本件事業は、岐阜市南塚会館（以下「本施設」という。）利用者の便を図るため、本施設利用者に対し現在供用されている駐車場（以下「本施設駐車場」という。）の用地を保全することにより、引き続き安定した行政サービスを提供しようとするものである。

本施設は、岐阜市に編入合併された旧羽島郡柳津町により、コミュニティ活動を進めるため整備が行われた七箇所の地区学習等共用施設の一つであり、編入合併後の岐阜市柳津地域においては、岐阜市新市建設計画に基づく都市内分権の推進を図る上で、地域活動及び生涯活動等の拠点として活発に利用されている。

しかしながら、本施設駐車場は借地であり、土地所有者が用地の早期買取りを要望するなど駐車場の確保が不安定である一方で、自動車での来所者の増加等により駐車場の重要性が増しており、地域住民から駐車場の保全が強く要望されている。従って、本施設駐車場用地の保全措置を講じなければ、本施設利用者の利便性の確保に多大の支障をきたすことになるため、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいと考えられる。

また、本件事業の起業地（以下「本件起業地」という。）は、本施設に隣接し、

既に施行している事業用地を収用により保全するものであり、新たに他の起業地を求めた場合の社会的条件、地理的条件及び経済的条件を勘案して決定されたものである。

さらに、本件事業は、本施設の駐車場として地域住民が利用するにあたり必要な最低限の駐車場を保全するものであり、本件起業地は、必要最小限の範囲と認められる。

以上のことから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第二十条第三号に規定する要件を充足するものと判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

本件事業により、本施設利用者の利便性が確保されることが期待されることから、本施設駐車場の保全措置を講じない場合に失われる公共の利益は甚大であり、早急に施行されるべき事業と認められ、土地を収用する公益上の必要があるものと認められるため、法第二十条第四号に規定する要件を充足するものと判断される。

5 結論

1から4までに述べたとおり、本件事業は、法第二十条各号に掲げる要件を充足するものと判断される。よって、本件事業については、同条の規定による事業の認定をするものである。

五 法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

岐阜市柳津地域振興事務所地域振興総室

岐阜県告示第五百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年十月十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十月十二日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
-------	-----	---	---	--------	-------------	----------	----

一般 国道	二百四十 八号	関市東田原字裏川八五三 番三地从り 同市同 字石原一〇六 一番二地先まで	後	前		
			九六 二四・五	九六 三〇	一七六・〇	

岐阜県告示第五百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年十月十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路 種類	路線名	区 間	区域 変更 別前後	敷地の幅 員	延 長	備 考
中野方線 七宗線		加茂郡八百津町福地字進 退六三六番五一地从り 同 郡同 町同 字同 六三六番一七地先まで	前	三・五 三・五	四七・〇	
			後	九六 二六・〇	四七・〇	

岐阜県告示第五百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年十月十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路 種類	路線名	区 間	区域 変更 別前後	敷地の幅 員	延 長	備 考
古之上線 古井線		美濃加茂市森山町三丁目 字宮下八四番一地从り 同 市同 町同 八一番一七地先ま で	前	八三 一四・五	二五・〇	
			後	三〇 一四・五	二五・〇	

岐阜県告示第五百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年十月十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路 種類	路線名	区 間	延 長	供用開始 の 期 日	備 考 （区域又は 決定又は 変更の 告示日 ほか）
一般 国道	四百七十 一号	飛騨市神岡町数河字太尾平一 九〇八番一地从り 同 市同 字同 九二〇番一地先まで	一〇九・一	平成 一九・〇・三	平成 一九・三・二

岐阜県告示第五百九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。  
なお、その関係図面は、平成十九年十月十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十月十二日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域又は変更の告示年月日）
県道	檜ヶ岳公園線	高山市奥飛驒温泉郷神坂字巾平七〇九番九地先から	同市同七〇九番一地先まで	二五・六	平成一九・〇・三	平成一六・一・三〇

岐阜県告示第五百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。  
なお、その関係図面は、平成十九年十月十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十月十二日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域又は変更の告示年月日）
-------	-----	---	---	----------	---------	------------------

県道	檜ヶ岳公園線	高山市奥飛驒温泉郷神坂字巾平七〇九番二六地先から	同市同七〇九番三一地先まで	二六・八	平成一九・〇・三	平成一六・六・三〇
----	--------	--------------------------	---------------	------	----------	-----------

岐阜県告示第五百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。  
なお、その関係図面は、平成十九年十月十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十月十二日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域又は変更の告示年月日）
県道	檜ヶ岳公園線	高山市奥飛驒温泉郷神坂字道下二五七番一〇地先から	同市同木平八九五番一地先まで	二四・五	平成一九・〇・三	平成一九・二・三三

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第

百二十号) 第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。  
平成十九年十月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 調達物品等の名称及び数量 人事給与システム運用委託業務 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 3 随意契約の理由 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号該当
- 4 契約の相手方を決定した日 平成19年9月6日
- 5 契約の相手方の氏名及び住所 岐阜県岐阜市梅ヶ枝町2丁目31番地  
西日本電信電話株式会社 岐阜支店  
岐阜支店長 田村公雄
- 6 契約金額 798,000,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
(1) 部署の名称 岐阜県総務部総務事務センター  
(2) 所在地 岐阜市飯田南2丁目1番1号

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十九年十月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成十九年十月一日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人なすな畑
- 三 代表者の氏名 上条 徹
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県羽島郡岐南町伏屋二丁目四五番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、障害者や母子家庭に対して雇用機会の拡充を支援する事業、子供の健全育成に関する事業を行い、母子家庭の貧困防止と児童の教育の確保、障害者の安定

した職場の供給により、広く公益に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第四項により同法第六条第二項による届出とみなし次のとおり公示する。

なお、その変更届出書等は平成十九年十月十二日から四月間岐阜県産業労働部商業流通課及び中濃振興局中濃事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成十九年十月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日 平成十九年九月二十七日
- 二 届出者の氏名又は名称 美濃小売商業開発協同組合 外一者
- 三 建物の名称及び所在地 サビーショッピングセンター  
岐阜県美濃市松森上竹下二〇〇番地 一 外  
変更しようとする事項
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
(変更前) 五、六二四平方メートル  
(変更後) 三、六三一平方メートル  
荷さばき施設の面積  
(変更前) 二〇一平方メートル  
(変更後) 一六一平方メートル  
廃棄物等の保管施設の容量

(変更前) 五六立方メートル  
 (変更後) 四六立方メートル  
 荷さばき施設及び廃棄物等の保管施設の位置  
 省略し、その関係図面は岐阜県産業労働部商業流通課及び中濃振興局中濃事務所において縦覧に供する。

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十月十二日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
輪之内本戸地区	輪之内町役場	平成一九・一〇・二二から 同 一九・一一・九まで

土地改良事業計画の変更同意

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において読み替えて準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更に同意したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により公示する。

平成十九年十月十二日

岐阜県知事 古田 肇

施行者名	施行に係る地区名	同意年月日
関 市	高賀上外戸地区	平成一九・一〇・二

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成十九年十月十二日

岐阜県知事 古田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
県営中山間地域農村活性化総合整備事業	南飛驒萩原地区(ワラビノ工区)	平成一七・七・一一

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成十九年十月十二日

岐阜県知事 古田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
県営水田農業振興緊急整備事業	海津地区	平成一八・一一・二四

林業用種苗生産事業者講習会の実施

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十一条第一項の規定により、同法第十条第三項第三号イに規定する講習会を次のとおり開催しますので、林業種苗法施行令(昭和四十五年政令第九十四号)第三条の規定により公示します。

平成十九年十月十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 講習会の開催日時

平成十九年十二月十二日(水) 午前十時

二 講習会の開催場所

美濃市曾代八十八番地

岐阜県立森林文化アカデミー テクニカルセンターA棟多目的研修室B

三 受講申込みの手続

受講希望者は、受講申込書に必要な事項を記載し、受講手数料として一万四千元に相当する額の岐阜県収入証紙をはり付け、平成十九年十一月九日(金)までに林政課に提出してください。

受講申込書は、住所地を所管する農林事務所又は林政課にて配布します。またインターネットで林政課のホームページからダウンロードできるほか、郵送をご希望の方は、八十円切手を添えて林政課までお申し込みください。

四 講習内容

講 習 事 項	講 習 時 間
種苗に関する法令	二 時 間
種苗の産地及び系統に関する事項	二 時 間
種苗の生産技術に関する事項	二 時 間

五 その他

この講習について不明な点は、林政課緑化運動担当(電話〇五八 二七二 一一一 内線三〇二八)までお問い合わせください。

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により東海防衛支局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年十月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

東海防衛支局

二 作業種類

公共測量(用地実測図作成及び基準点測量)

三 作業期間

平成十九年七月三日から

同 年九月七日まで

四 作業地域

各務原市三井町四丁目地内

平成十九年十月十二日印刷  
平成十九年十月十二日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

印刷者  
印刷所  
定価一か年  
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))  
岐阜市三輪ふりとびあ十三一  
岐阜市三輪ふりとびあ十三一  
岐阜県尾文芸社